

亀山市社会福祉法人連絡会 会則

(目的)

第1条 この会は、社会福祉法人の本旨に基づき、地域における公益的な取組等の責務を積極的に果たし、地域共生社会の実現に寄与するため、法人相互の連携・協働を促進することを目的とする。

(名称)

第2条 この会の名称は、亀山市社会福祉法人連絡会（以下「連絡会」という。）とする。

(組織)

第3条 連絡会は、亀山市内で社会福祉事業を営み、かつ連絡会の趣旨に賛同する社会福祉法人をもって組織する。なお、亀山市はオブザーバーで参加することができる。

(事業)

第4条 連絡会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 法人相互間の情報交換及び交流に関すること。
- (2) 法人と地域社会の連携及び地域貢献に関すること。
- (3) 関係官公庁、団体との連絡調整の促進に関すること。
- (4) その他、連絡会の目的達成に必要な事業に関すること。

(役員)

第5条 連絡会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 幹事 若干名
 - (4) 監事 1名
- 2 会長は、連絡会を代表し、会務を統括する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
 - 4 幹事は、連絡会の運営にあたる。
 - 5 監事は、連絡会の会計及び事業を監査する。
 - 6 役員は互選により、総会で選出する。
 - 7 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。また、補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 8 役員は任期満了後も、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(会議等)

第6条 連絡会の会議は総会、役員会、全体会等とする。

- 2 連絡会において特別な事項について検討する必要がある場合には、前条の規定に関わらず、検討会等を置くことができる。

(総会)

第7条 総会は、年1回以上開催する。総会は会長が招集し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

2 総会は、役員を選任、予算、決算、事業計画、事業報告、会則の変更等について、議決を行う。

3 総会の議長は会長とし、議事を進行する。

4 総会は法人総数の過半数の出席をもって成立する。ただし、あらかじめ書面等により意思を表示した法人は出席したものとみなす。

5 総会の議事は、出席した法人の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第8条 役員会は、連絡会の円滑な運営を図るため、必要に応じて開催し、会長がこれを招集するとともに、議事を進行する。

(全体会)

第9条 全体会は、連絡会の事業を推進するため、必要に応じて開催し、会長がこれを招集するとともに、議事を進行する。

(会費)

第10条 連絡会の目的を達成するため、法人から会費を徴収することができる。

2 会費の額は別に定める。

(事務局)

第11条 連絡会の事務局は社会福祉法人亀山市社会福祉協議会内に置く。

(事業年度)

第12条 連絡会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第13条 この会則に定めるもののほか必要な事項については、総会の議決を経て別に定める。

付 則

1 この会則は、令和3年3月2日から施行する。

2 設立当初の役員の任期は、令和5年3月31日までとする。